

日本税関労働組合 行事参加者補償規則

(根拠)

第1条 この規則は、日本税関労働組合規約第43条第4号に基づき定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

- (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含む。
- (2) 「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症（日射病及び熱射病等）、低体温症、脱水症をいう。
- (3) 「組合活動中」とは、日本税関労働組合の機関（大会、中央委員会、中央執行委員会）の決定に基づき組合が主催または共催する行事（以下「組合行事」という。）に参加中の状態をいう。
組合行事に参加するための往復途上及び旅行行程中は組合活動中とする。
- (4) 「公的給付」とは、国家公務員災害補償法に基づく災害補償制度によって支給される障害に対する給付または国民年金法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法のいずれかの法律、その他の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付をいう。

(目的)

第3条 この規則は、組合活動中に被った傷害または疾病（以下「傷病」という。）に対して、日本税関労働組合が給付する災害死亡補償、後遺障害補償及び療養補償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第4条 この規則は、組合行事に参加し、かつ組合の作成、保管する名簿に記載された者（以下「参加者」という。）に適用する。ただし、組合員であると否とを問わない。

(運用)

第5条 第3条の目的を達成するため、保険会社の提供する団体総合補償制度費用保険に加入する。

(請求手続き)

第6条 参加者またはその法定相続人が、この規則に基づく補償の給付を請求する場合には、次の各号の書類を中央執行委員長に提出のうえ、中央執行委員会の承認を得なければならない。

- (1) 傷害のとき事故状況報告書、疾病のとき罹患状況報告書
- (2) 医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書または死体検査書）

(災害死亡補償－弔慰金)

第7条 参加者が第3条の傷病を被り、その傷病により、傷病を被った日（傷害については事故日、疾病については医師（参加者が医師のときは、本人以外の医師をいう。以下同様とする。）の診断による発病の日をいう。以下「傷病発生日」という。）から180日以内に死亡した場合には、弔慰金として1,000万円を参加者の法定相続人に給付する。

(後遺障害補償－障害一時金)

第8条 参加者が第3条の傷病を被り、その傷病により、後遺障害を残したときは、障害一時金として次の各項のとおり参加者に給付する。

- 2 第9条第1項による認定の場合及び第9条第2項第1号が国家公務員災害補償法に基づく災害補償制度によって支給される障害に対する給付による認定の場合

日本税関労働組合 行事参加者補償規則

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 障害等級1級から3級まで | 1,000万円 |
| (2) 障害等級4級から6級まで | 700万円 |
| (3) 障害等級7級から9級まで | 350万円 |
| (4) 障害等級10級から12級まで | 100万円 |
| (4) 障害等級13級から14級まで | 40万円 |
- 3 第9条第2項第1号が国民年金法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法その他の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付によって支給される障害に対する給付による認定の場合
- | | |
|------------------|---------|
| (1) 障害等級1級から3級まで | 1,000万円 |
| (2) 傷害手当金に該当する場合 | 100万円 |

(後遺障害等級基準及び認定)

- 第9条 前条の場合において、後遺障害の原因が傷害のときは、障害等級は労働者災害補償保険法施行規則別表1「障害等級表」の基準に従い認定する。この場合、傷病発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、傷病発生日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき認定する。
- 2 前条の場合において、後遺障害の原因が疾病のときは、次の各号に従い障害等級を決定する。
- (1) 公的給付における認定と同一の等級に認定する。
 - (2) 前項の認定が行われる前に、後遺障害の原因となった疾病を直接の原因として参加者が死亡したときは、災害死亡補償に準じて補償を給付する。
- 3 公的給付において等級が認定されないときは、厚生年金保険法施行令第3条の8及び同法施行令第3条の9の基準に従い認定することができる。

(後遺障害と災害死亡の関係)

- 第10条 障害一時金を給付した後、参加者が後遺障害の原因となった傷病の結果として傷病発生日から180日以内に死亡した場合には、弔慰金の額から既に給付した障害一時金の額を控除した額を給付する。

(療養費用補償ー入院見舞金)

- 第11条 参加者が第3条の傷病を被り、その治療のために入院した場合には、入院日数1日につき5,000円を入院見舞金として参加者に給付する。ただし、入院見舞金の給付日数は、180日を限度とし、かつ、その傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院見舞金を給付しない。

(療養補償ー手術給付金)

- 第12条 前条の場合において、傷病発生日からその日を含めて180日以内に、治療を直接の目的として別表に掲げる手術を受けたときは、入院見舞金の日額に手術の種類に応じて別表に掲げる倍率（2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率）を乗じた額を、1回に限り手術給付金として給付する。

(療養補償ー通院見舞金)

- 第13条 参加者が第3条の傷病を被り、その治療のために通院した場合には、通院日数1日につき2,500円を通院見舞金として給付する。ただし、通院見舞金の給付日数は90日を限度とし、かつ、傷病発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院見舞金を給付しない。

(補償を行わない場合)

- 第14条 次の各号の傷病に対しては、補償を給付しない。
- (1) 参加者またはその法定相続人の故意または重大な過失による傷病。ただし、補償を給

日本税関労働組合 行事参加者補償規則

付しないのは参加者の被った傷病に限る。

- (2) 参加者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷病。ただし、補償を給付しないのは参加者に被った傷病に限る。
- (3) 参加者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用による傷病
- (4) 参加者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒によって正常な運転できないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷病
- (5) 他覚症状のない参加者の感染
- (6) 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で他覚症状のないもの
- (7) 参加者の妊娠、出産または早産
- (8) この規則発効日の直前12ヶ月以内に、医師の治療を受けまたは治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病。ただし、この規則発効日から3ヶ月を経過したとき以降に発生した疾病については、この限りでない。
- (9) 前号の規定にかかわらず、第4条の規定により、この規則の対象となる組合員以外の者については、当該行事参加日の直前12ヶ月以内に、医師の治療を受けまたは治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病
- (10) 戦争、外国の武行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）による傷病
- (11) 核燃料物質（使用済核燃料を含む。以下この号において同様とする。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による傷病
- (12) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷病
- (13) 第11号以外の放射線照射または放射能汚染による傷病

（改廃）

第15条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附 則（平成22年9月24日 第51回大会）

1 この規則は、平成23年5月1日から実施する。

日本税関労働組合 行事参加者補償規則

別 表

対象となる手術（注）	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （1）植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	20
（2）瘢痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術及び抜釘術を除く。） （1）筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	20
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
（2）人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢骨観血手術	10
（2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。） （1）四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
（2）切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 （1）指移植手術	40
7. 鎮骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱・骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。） （1）脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。） （1）頭蓋骨観血手術（鼻骨及び鼻中隔を除く。）	20
（2）頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術 （1）手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
（2）脊髓硬膜内外観血手術	40
11. 涙囊、涙管の手術 （1）涙囊摘出術	10
（2）涙囊鼻腔吻合術	10
（3）涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。） （1）眼瞼下垂症手術	10
（2）結膜囊形成術	10
（3）眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
（4）眼窩骨折観血手術	20
（5）眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術 （1）眼球内異物摘出術	20
（2）レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
（3）眼球摘出術	40
（4）眼球摘除及び組織または義眼台充填術	40
（5）眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術 （1）角膜移植術	20
（2）強角膜瘻孔閉鎖術	10
（3）強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術 （1）観血的前房・虹彩異物除去術	10
（2）虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
（3）虹彩離断術	10
（4）緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13.（2）に該当する。）	20

日本税関労働組合 行事参加者補償規則

16. 網膜の手術 (1) 網膜復位術 (網膜剥離症手術) (2) 網膜光凝固術 (3) 網膜冷凍凝固術	20 20 20
17. 水晶体、硝子体の手術 (1) 白内障・水晶体観血手術 (2) 硝子体観血手術 (茎顕微鏡下によるものを含む。) (3) 硝子体異物除去術	20 20 20
18. 外耳、中耳、内耳の手術 (1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術 (2) 観血的鼓膜・鼓室形成術 (3) 乳突洞開放術、乳突削開術 (4) 中耳根本手術 (5) 内耳観血手術	10 20 10 20 20
19. 鼻・副鼻腔の手術 (抜釘術を除く。) (1) 鼻骨観血手術 (2) 副鼻腔観血手術	10 20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術 (1) 気管異物除去術 (開胸術によるもの) (2) 喉頭形成術、気管形成術	40 40
21. 内分泌器の手術 (1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、頸関節の手術 (抜釘術を除く。) (1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・頸関節観血手術 (頸関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。)	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術 (1) 胸郭形成術 (2) 開胸術を伴う胸部手術 (胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。)、食道手術 (開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。)、横隔膜手術 (3) 胸腔ドレナージ (持続的なドレナージをいう。)	20 40 10
24. 心、脈管の手術 (1) 観血的血管形成術 (血液透析用シャント形成術を除く。) (2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸または開腹術を伴うもの) (3) 開心術 (4) その他開胸術を伴うもの	20 40 40 40
25. 腹部の手術 (1) 開腹術を伴うもの (腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。) (2) 腹腔ドレナージ (持続的なドレナージをいう。)	40 10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術 (1) 腎臓・腎孟・尿管・膀胱観血手術 (経尿道的操作によるもの及び膀胱内凝血除去術を除く。) (2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術 (いずれも経尿道的操作は除く。) (3) 尿瘻観血手術 (経尿道的操作は除く。) (4) 陰茎切断術 (5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術 (6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術 (人工妊娠中絶術及び経腔操作を除く。) (7) 膀胱瘻閉鎖術 (8) 造腔術 (9) 膜壁形成術 (10) 副腎摘出術 (11) その他開腹術を伴うもの	40 20 20 40 20 20 20 20 20 40 40
27. 上記以外の手術 (1) 上記以外の開頭術 (2) 上記以外の開胸術 (胸壁膿瘍切開術を除く。)	40 40

日本税関労働組合 行事参加者補償規則

(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術及び膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査及び処置は除く。）	10

（注）上記の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。